

非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法その他の法令で定める次の各号の書類を、それぞれに掲げる期間に、当社での受付及び所定の手続が完了するよう提出していただく必要があります。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>2.～3. (省 略)</p> <p>4. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>5. (省 略)</p> <p>6. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」(以下、「変更届出書」といいます。)を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</p> <p>7. (省 略)</p> <p>8. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第4号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>9. (省 略)</p> <p>10. <u>平成29年10月1日時点で当社に開設した非課税口座に平成29年分の非課税管理勘定が設けられており、当社に個人番号の告知を行っているお客様のうち、同日前に当社に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客様につきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</u></p>	<p>第2条 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法その他の法令で定める次の各号の書類を、それぞれに掲げる期間に、当社での受付及び所定の手続が完了するよう<u>当社の定める方法にて</u>提出していただく必要があります。</p> <p>①～② (現行どおり)</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p> <p>4. お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」(以下、「変更届出書」といいます。)を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>8. 当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>9. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>

現行	改正
<p>第3条 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (省 略)</p>	<p>第3条 非課税管理勘定の設定</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（<u>租税特別措置法等に定める上場株式等をいいます。以下同じ。</u>）につき、当該記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第3条の2 累積投資勘定の設定</p> <p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税の適用を受けるための累積投資勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (省 略)</p>	<p>第3条の2 累積投資勘定の設定</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例を受けるための累積投資勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第3条の3 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法<u>その他法令等により定める方法により、確認</u>します。</p>	<p>第3条の3 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法等により定める方法により、確認します。<u>ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出</u></p>

現行	改正
<p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額</p> <p>非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措置法その他の法令に定める金額（平成29年10月1日時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万円）を上限とします（以下、「非課税口座の上限額」といいます。）。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第6条 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p>	<p><u>国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（<u>第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。</u>）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>第5条 非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額</p> <p>非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措置法その他の法令に定める金額（<u>附則に定める本約款の適用日</u>時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万円）を上限とします（以下、「非課税口座の上限額」といいます。）。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第6条 非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、<u>租税特別措置法等に規定する次に掲げる上場株式等</u>（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、<u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている<u>当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定</u>をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13</p>

現行	改正
<p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>第6条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、<u>当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等</p>	<p>第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>第6条の2 累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、<u>当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの</u>に限り、<u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。</u>）のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第10号に規定する上場株式等</p>
<p>第8条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合（第6条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p>	<p>第8条 非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合（第6条第2号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。</p>

現行	改正
<p>ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合及び第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する事由に係るものは、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p>	<p>ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合及び第5条第1号ロ及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものは、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。</p>
<p>第9条 非課税管理勘定終了時の取扱い (省 略)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② <u>お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u> 特定口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>	<p>第9条 非課税管理勘定終了時の取扱い (現行どおり)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② <u>お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない場合</u> 一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>第9条の2 累積投資勘定終了時の取扱い (省 略)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① <u>お客様が当社に特定口座を開設しており、お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合</u> 特定口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p>	<p>第9条の2 累積投資勘定終了時の取扱い (現行どおり)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。<u>なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</u></p> <p>① <u>お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に定める「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない場合</u> 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>第10条 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き (省 略)</p> <p>2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場</p>	<p>第10条 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き (現行どおり)</p> <p>2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場</p>

現行	改正
<p>合には、その年の9月30日までに受付手続が完了するよう、当社に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」を提出していただく必要があります。<u>この場合において、当社は、「金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。</u>なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。</p> <p>3. <u>平成36年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p>第14条 契約の解除 (省 略)</p> <p>①お客様から租税特別措置法第37条の14第17項に定める「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があった場合 当該提出日 (新 設)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合 当該「<u>出国届出書</u>」に記載する出国日までの間で当社が定める日</p> <p>③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤お客様がこの約款の変更に同意されないとき<u>当社の定める日</u></p>	<p>合には、その年の9月30日までに受付手続が完了するよう、当社に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」を提出していただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該異動届出書を受け付けることができません。</p> <p>3. <u>2024年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</u></p> <p>第14条 契約の解除 (現行どおり)</p> <p>①お客様から租税特別措置法第37条の14第21項に定める「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>②租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「<u>(非課税口座) 継続適用届出書</u>」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「<u>(非課税口座) 帰国届出書</u>」の提出をしなかった場合 <u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日）</u></p> <p>③租税特別措置法第37条の14第27項第2号に定める「<u>出国届出書</u>」の提出があった場合 当該「<u>出国届出書</u>」に記載する出国日までの間で当社が定める日</p> <p>④お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「<u>(非課税口座) 継続適用届出書</u>」を提出した場合を除く）<u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>⑤ (現行どおり) (削 除)</p>

現行	改正
<p>第 15 条 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出していただく必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときには、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p>	<p>第15条 未成年者口座開設届出書等の提出</p> <p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を、<u>当社の定める方法にて</u>提出していただく必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときには、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。</p>
<p>2. ～6. (省 略)</p>	<p>2. ～6. (現行どおり)</p>
<p>第 16 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げるものをいいます。第 28 条から第 30 条、第 32 条及び第 39 条を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>平成 28 年から平成 35 年</u>までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>	<p>第16条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定</p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項各号に掲げるものをいいます。第28条から第30条、第32条及び第39条を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>2016 年から2023年</u>までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>
<p>2. (省 略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>平成 36 年から平成 40 年</u>までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。</p>	<p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、<u>2024 年から2028年</u>までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>
<p>第 19 条 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p>	<p>第19条 未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（<u>租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等</u>を除きます。）</p>

現行	改正
<p>①次に掲げる上場株式等で、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が未成年者口座の上限額を超えないもの</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>② (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> <p>①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、<u>前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」</u>を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が未成年者口座の上限額を超えないもの</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>のみを受け入れます。</p> <p>①次に掲げる上場株式等で、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が未成年者口座の上限額 <u>(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)</u> を超えないもの</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第 3 項第 1 号に規定するに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等 <u>(②の掲げるものを除きます。)</u></p> <p>②非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、<u>当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日 (以下「5 年経過日」といいます。)</u> の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>①当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等 <u>(②の掲げるものを除きます。)</u> で、お客様が当社に対し、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が未成年者口座の上限額 <u>(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)</u> を超えないもの</p> <p>②お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、<u>当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」</u>を提出して移管がされる上場株式</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">② (省 略)</p> <p>第 20 条 譲渡の方法 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 3 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>第 21 条 課税未成年者口座等への移管 (省 略)</p> <p>①非課税管理勘定が設けられた日の属する年の <u>1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下、「5 年経過日」といいます。）</u>において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 19 条第 1 項第 1 号ロ又は同条第 2 項第 1 号の移管がされるものを除きます。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ～ロ (省 略)</p> <p>② (省 略) <u>(新 設)</u></p> <p>第 22 条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理 (省 略)</p> <p>①災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第</p>	<p style="text-align: center;">③ (現行どおり)</p> <p>第20条 譲渡の方法 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第 3 項第 4 号又は同法第37条の11第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p> <p>第21条 課税未成年者口座等への移管 (現行どおり)</p> <p>①非課税管理勘定に係る <u>5 年経過日</u>において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第19条第 1 項第 1 号ロ若しくは第 2 号又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除きます。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管</p> <p>イ～ロ (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。</u></p> <p>①お客様が租税特別措置法施行令に規定する「<u>特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」提出した場合は、<u>課税未成年者口座を構成する特定口座に限り、</u>を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>②前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定口座（前項 1 号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限り、）への移管</u></p> <p>第22条 非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理 (現行どおり)</p> <p>①災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第</p>

現行	改正
<p>16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 6 項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② (省 略)</p> <p>イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ～ホ (省 略)</p> <p>③ (省 略)</p>	<p>16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号及び第7号に規定する事由による譲渡</p> <p>ロ～ホ (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>第 24 条 未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）以外の口座（同法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p>	<p>第24条 未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知</p> <p>未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。</p>
<p>第 25 条 出国時の取扱い</p> <p>お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 9 項第 2 号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15</p>	<p>第25条 出国時の取扱い</p> <p>お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書を提出してください。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15</p>

現行	改正
<p>の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出するまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>	<p>の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出するまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。</p>
<p>第26条 課税未成年者口座の設定 課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第10項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座、預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>	<p>第26条 課税未成年者口座の設定 課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座、預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>
<p>第28条 譲渡の方法 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p>	<p>第28条 譲渡の方法 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。</p>
<p>第30条 課税管理勘定の金銭等の管理 (省略) ①～② (省略) イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する事由による譲渡 ロ～ホ (省略) ③ (省略)</p>	<p>第30条 課税管理勘定の金銭等の管理 (現行どおり) ①～② (現行どおり) イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡 ロ～ホ (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>
<p>第32条 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合 お客様の基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座（特定口座である当該課税未成年者口座に限ります。以下この条において同じ。）を廃止します。 2. 前項の場合において、廃止される課税未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は</p>	<p>第32条 重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止します。 2. 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委</p>

現行	改正
<p>保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該課税未成年者口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座に移管します。</p>	<p>託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。</p>
<p>第41条 非課税口座の開設 お客様が20歳到達年（平成29年から平成35年までの年に限ります。）の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）、租税特別措置法第37条の14第24項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取り扱います。</p>	<p>第41条 非課税口座の開設 お客様が20歳到達年（2017年から2023年までの年に限ります。）の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）、租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取り扱います。</p>
<p>第42条 契約の解除 （省 略） ①～② （省 略） ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） （新 設） ⑤お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日 ⑥お客様がこの約款の変更不同意されるとき 当社の定める日</p>	<p>第42条 契約の解除 （現行どおり） ①～② （現行どおり） ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤お客様が出国の日の前日までに第25条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該未成年者口座開設者が死亡した日 （削 除）</p>
<p>第45条 約款の変更 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、変更されることがあります。なお、この約款の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義</p>	<p>第45条 約款の変更 この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、<u>民法第548条の4の規定に基づき</u>変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにそ</p>

現行	改正
<p><u>務を課すことになる場合には、その変更事項をご通知させていただきます。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、ご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>平成 30 年 6 月 18 日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><u>の効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>2020年4月1日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>